⑵　東北地方整備局における建築工事に係る一般競争参加資格の認定を受けていること（会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、東北地方整備局長（以下「局長」という。）が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）。

⑶　東北地方整備局における建築工事に係る一般競争参加資格の認定の際に客観的事項（共通事項）について算定した点数（経営事項評価点数）が、1,200点以上であること（上記⑵の再認定を受けた者にあっては、当該再認定の際に、経営事項評価点数が1,200点以上であること。）。

⑷　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記⑵の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

⑸　単体有資格業者にあっては、平成10年４月１日以降に、発注者から直接請け負った者（以下「元請け」という。）として完成・引渡しが完了した、次の要件を満たす建築工事の新営（新築又は増築）工事の施工実績を有すること（共同企業体の構成員としての施工実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。ただし、乙型共同企業体の施工実績については、出資比率にかかわらず各構成員が施工を行った分担工事の実績であること。）。なお、①㋐から㋒については、同一建物の施工実績とする。

①㋐　建物用途　庁舎、事務所又は類似施設（基礎、躯体のほか、内装及び外装を含む建築一式工事）

㋑　構造・階数　鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造　何れの場合も当該構造が地上３階以上かつ地下１階以上

㋒　建物規模　延べ面積　4,500㎡以上

②　当該施工実績が適切なものであること。

適切なものとは、過失による粗雑工事に起因した指名停止、契約違反に起因した指名停止を受けていないなど、不正又は不誠実な行為がなされたものではないこと。

また、当該施工実績が大臣官房官庁営繕部又は地方整備局の発注した工事（旧地方建設局を含み、港湾空港関係を除く。以下「大臣官房官庁営繕部又は地方整備局発注工事」という。）である場合は、工事成績評定点が65点未満のものではないこと。

ただし、競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「確認資料」という。）の提出期限の日までに工事成績評定点の通知がされていない工事の施工実績を提出する場合は、上記②「当該施工実績が適切なものであること。」を満たすとともに工事事故による指名停止を受けていない工事の施工実績に限り参加資格を認める。

⑹　経常建設共同企業体（甲型）にあっては、構成員のうち何れか１社が、元請けとして完成・引渡しが完了した、上記⑸の要件を満たす建築工事の新営（新築又は増築）工事の施工実績を有すること（共同企業体の構成員としての施工実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。ただし、乙型共同企業体の施工実績については、出資比率にかかわらず各構成員が施工を行った分担工事の実績であること。）。なお、⑸①㋐から㋒については、同一建物の施工実績とする。

その他の構成員にあってはそれぞれ平成10年４月１日以降に、元請けとして完成・引渡しが完了した、次の要件を満たす建築工事の新営（新築又は増築）工事の施工実績を有すること（共同企業体の構成員としての施工実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。ただし、乙型共同企業体の施工実績については、出資比率にかかわらず各構成員が施工を行った分担工事の実績であること。）。なお、①㋐から㋒については、同一建物の施工実績とする。

①㋐　建物用途　庁舎、事務所又は類似施設（基礎、躯体のほか、内装及び外装を含む建築一式工事）

㋑　構造・階数　鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造　何れの場合も当該構造が地上２階以上

㋒　建物規模　延べ面積　1,000㎡以上

②　当該施工実績が適切なものであること。

適切なものとは、過失による粗雑工事に起因した指名停止、契約違反に起因した指名停止を受けていないなど、不正又は不誠実な行為がなされたものではないこと。

また、当該施工実績が大臣官房官庁営繕部又は地方整備局発注工事である場合は、工事成績評定点が65点未満のものではないこと。

ただし、申請書及び確認資料の提出期限の日までに工事成績評定点の通知がされていない工事の施工実績を提出する場合は、上記②「当該施工実績が適切なものであること。」を満たすとともに工事事故による指名停止を受けていない工事の施工実績に限り参加資格を認める。

⑺　次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を本工事に専任で配置できること。

①　１級建築施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。

②　平成10年４月１日以降に、元請けとして完成・引渡しが完了した、次の要件を満たす建築工事の新営（新築又は増築）工事の施工経験を有する者であること（共同企業体の構成員としての施工経験は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。ただし、乙型共同企業体の施工経験については、出資比率にかかわらず各構成員が施工を行った分担工事の施工経験であること。）。なお、㋐(a)から(c)については、同一建物の施工経験とする。

㋐(a)　建物用途　下記以外の建物

独立住宅、集合住宅（寮・宿舎を含む。）、倉庫、車庫、工場並びに体育館の類。

(b)　構造・階数　鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造　何れの場合も当該構造が地上３階以上かつ地下１階以上

(c)　建物規模　延べ面積　4,500㎡以上

㋑　当該施工経験が適切なものであること。

適切なものとは、過失による粗雑工事に起因した指名停止、契約違反に起因した指名停止を受けていないなど、不正又は不誠実な行為がなされたものではないこと。

また、当該施工経験が大臣官房官庁営繕部又は地方整備局発注工事である場合は、工事成績評定点が65点未満のものではないこと。

ただし、申請書及び確認資料の提出期限の日までに工事成績評定点の通知がされていない工事の施工経験を提出する場合は、上記㋑「当該施工経験が適切なものであること。」を満たすとともに工事事故による指名停止を受けていない工事の施工経験に限り参加資格を認める。

③　監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。

④　経常建設共同企業体（甲型）にあっては、全ての構成員が、主任技術者又は監理技術者を本工事に専任で配置できることとし、うち１人が上記①及び②の要件を満たしていること。

なお、監理技術者の場合は上記③の要件についても満たしていること。

⑻　申請書及び確認資料の提出期限の日から開札の時までの期間に、局長から工事請負契約に係る指名停止等の措置要領に基づく指名停止を受けていないこと。

⑼　上記１に示した工事に係る設計業務等の受託者でないこと。又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。

⑽　入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。

⑾　経常建設共同企業体（甲型）にあっては、全ての構成員が、⑴及び⑻の要件を満たしていること。

⑿　入札参加者の代表者又は代理権限のある名義人のＩＣカードにより、電子入札システムから本工事の入札説明書及び全ての配布資料をダウンロードしない者又は支出負担行為担当官の指定する方法（ＣＤ－Ｒ等による貸与等）での交付を受けない者は入札に参加することができない場合がある。

⒀　警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずる者として、国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。